

はじめに

公認会計士・監査審査会は、平成16年4月の発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、これまで投資者の資本市場に対する信頼の向上等に努めて参りました。

こうした中、平成22年4月から第3期目に入り、新たな体制の下で審査会が活動を開始しました。本報告の対象年度である平成22年度はその1年目にあたりますが、前期までの実績を踏まえつつ、適切かつ着実な業務の遂行に努めているところです。

具体的には、審査及び検査については、第3期の審査会において策定した「審査及び検査の基本方針」及び「平成22年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき実施し、検査結果通知及び報告徴収を行ったほか、1監査法人に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に勧告しました。また、監査事務所における品質管理上の問題点について記載した「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」について、最近の検査指摘を踏まえて改訂し、各監査事務所における改善の取組みが確実に定着するよう努めています。

また、公認会計士試験については、平成22年試験（短答式、論文式）及び平成23年試験（短答式）を実施したほか、大学等で公認会計士に期待される役割及び会計監査の重要性等をテーマとした講演を行うなど学生を対象とした啓蒙にも努めています。

さらに、諸外国の関係機関との協力については、平成22年9月に開催された第8回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：International Forum of Independent Audit Regulators）会合（マドリッド開催）に参加し、各国監査監督機関等と積極的な意見交換を行うなど、協力関係の構築を推進しているところです。

本冊子は、こうした審査会の様々な取組みのうち、平成22年度における活動状況を、審査及び検査、公認会計士試験の実施、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、諸外国の関係機関との協力の各章にわけて取りまとめたものです。

審査会は、今後も各国の監査監督機関と協力して、その使命を果たすことにより、監査の公正性、独立性及び信頼性を確保し、投資者等の期待に応え、もって公益の増進に貢献していきたいと考えています。

平成 23 年 3 月

公認会計士・監査審査会会長

友杉芳正